

大仙市仙北ふれあい公園駐車場を活用したトライアルサウンディング実施要領

1. 調査の目的

大仙市では、多くの方々が施設利用のため訪れる大仙市仙北ふれあい公園敷地の有効活用について民間事業者等による利活用を検討しています。

その有効活用案について、施設等を提供する市側と活用する民間事業者等において、最適な条件を見出すことを考えています。

そのため、本調査は、市が一定期間を設けて事業用地の利用を希望する民間事業者等を募集し、期間内で民間事業者等が実際に事業を実施し、市場性の有無やより参加しやすい公募条件などを把握・整理するため、民間事業者の皆様から様々な提案や意見をお聞きするトライアルサウンディングを実施します。

2. トライアルサウンディングのメリット

(1) 大仙市にとってのメリット

- ①事業者の正式公募等に先立ち、市場性を確認できる。
- ②民間事業者等の視点での「事業用地の使い勝手」、「来場者の動線」、「周辺住民の意見」等のニーズや課題を把握し、正式公募等の条件に反映できる。
- ③民間事業者等と市が考える事業内容との相性を事前に確認できる。
- ④官民の意識の違いを解消できる。

(2) 民間事業者等にとってのメリット

- ①当該施設の立地や地形、実用性、事業の採算性等を確認できる。
- ②利用の結果、実績を正式公募等への参加判断材料とすることができる。

3. 実施概要について

(1) 実施場所

大仙市仙北ふれあい公園駐車場（8. 位置図を参照）

※ただし、状況に応じて敷地内の他の場所に移動していただく場合があります。

(2) 出店対象とする業種

食品の移動営業であって、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業に該当する者とする。

(3) 出店可能日及び出店規模

- ①出店可能日は、毎週土曜日、日曜日、祝日とする。
※原則として、出店可能日は上記としますが、希望により相談に応じます。
- ②1店当たりの設置面積は15㎡以内とする。

(4) 実施期間及び時間

実施期間 令和7年5月24日(土)～令和7年11月30日(日)まで。

実施時間 午前11時～午後2時まで。

※実施時間は、午後2時までとしますが、希望により相談に応じます。

※他の出店者と利用期間が重複した場合、協議のうえ利用期間を調整する場合があります。

※受付期間終了後は、利用予定に空きがあれば随時受付を行います。

※事情により前倒しで終了する場合があります。

4. トライアルサウンディングへの参加資格

応募できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす個人又は法人とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者。

(2) 大仙市暴力団排除条例(平成24年条例第16号)に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの。

(3) 国税及び地方税を滞納していない者。

(4) 大仙市内において、食品の移動営業を行うために必要な許可及び資格を有する者。

(5) 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入している者。

5. 出店上の条件等

(1) 出店上の条件について

① 移動販売所の意匠や販売員の服装が、設置場所と著しく不調和でないこと。

② 当該公園敷地内は、大仙市受動禁煙防止対策の指針より禁煙とする。

③ 酒類の販売は行わないこと。

④ 営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。

⑤ 庁舎利用者及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音、振動、煙、異臭等に十分配慮すること。

⑥ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者の責任において処理すること。
また、トラブルが発生した場合は、速やかに市に報告すること。

⑦ 雨天等により、やむを得ず出店を中止又は営業時間を極端に短くする場合は、事前に市に報告すること。

(2) 周辺の美化について

- ①出店者は、移動販売所及びその周辺を適宜清掃し周辺の美化に努めること。
- ②出店者は、必ずゴミ箱を移動販売所の直近の見やすい場所に設置し、排出されたごみは出店者が持ち帰り、適正に処理すること。
- ③出店により生じた排水は、周辺に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。

(3) 移動販売車の侵入及び退出について

- ①駐車場内を移動販売車で走行する際は、周辺利用者を最優先とし、徐行やハザードランプを点灯させるなど、安全運転に努めること。
- ②移動販売車は、指定された場所以外に駐車しないこと。また、営業終了後は後片付けの上、速やかに退出すること。

(4) 損害賠償

- ①出店者のその責めに帰すべき事由により市や第三者に損害を与えた場合には、出店者の責任でその損害を賠償すること。

(5) 報告書の提出について

- ①事業を終了した場合、トライアルサウンディングに係る報告書（様式3）に回答すること。

6. トライアルサウンディングの手続き（スケジュール）

1	実施要領の公表	令和7年4月30日（水）
2	申込手続き	令和7年4月30日（水）～ 令和7年5月15日（木）
3	出店の決定	令和7年5月中旬
4	出店に関する協議	令和7年5月中旬
5	実施期間	令和7年5月24日（土）～ 令和7年11月30日（日）

7. トライアルサウンディングの手続き（具体的な内容）

（１）実施要領の公表

実施要領等を市のホームページ等にて公表し募集します。

（２）トライアルサウンディングへの参加申込期限

トライアルサウンディングへの参加を希望する場合は、別紙「申込書」、「誓約書」に必要事項を記入し、「（３）必要書類」を持参又は、一般書留又は簡易書留（他に同等の機能を有する方法）で郵送すること。

①申込受付期間

令和7年4月30日（水）～5月15日（木）17：00必着

②申込先

〒014-0805 秋田県大仙市高梨字田茂木10番地
仙北支所地域活性化推進室

（３）必要書類

①申込書（様式1）1部

②誓約書（様式2）1部

③営業許可書の写し（秋田県内の保健所長から受けたもの）1部

④食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証の写し 1部

⑤生産物賠償責任保険（PL保険）等の証書の写し 1部

（４）出店者の決定

提出された書類をもとに「4. 参加資格」の適否や「5. 出店上の条件等」に照らし、審査を行い、出店者を決定します。

（５）出店計画に関する協議

①意見交換について

出店者決定後、社会実験の実施に先立ち意見交換会を開催し、市からの事前説明や、出店者からの営業に関するアイデアなどのご意見をいただきます。

②公園占用の許可について

出店者は、大仙市公園条例第15条の規定に基づき許可を受ける必要があります。占用料については、市が行う社会的な実証実験であることから、免除します。

8. 位置図について



※ただし、状況に応じて敷地内の他の場所に移動していただく場合があります。

9. 令和6年度の周辺施設の利用状況

(1) 仙北ふれあい文化センター（利用者数）	33,855 人
(2) 仙北図書館（入館者数）	34,096 人
(3) ふれあい体育館（利用者数）	33,015 人
(4) 多目的人工芝グラウンド（利用者数）	32,549 人

※令和7年度の周辺施設でのイベント情報等（令和7年4月時点）については、下記までお問い合わせください。

10. 問い合わせ先

〒014-0805 秋田県大仙市高梨字田茂木10番地
仙北支所地域活性化推進室 担当：草薨
TEL 0187-63-3003（代表）
FAX 0187-63-3015
メール sb-chiiki@city.daisen.lg